

## 防災対策の状況

## 第5回検証委員会資料

帰町準備室危機防災係作成

### ○浪江町地域防災計画〔一般災害対策編〕

※(1)防災対策の①と②に対応

- ・地域防災計画の見直し  
→別紙資料にてご説明。
- ・防災拠点（緊急時の物資備蓄倉庫・ヘリポート）整備  
→防災の拠点という意味では、有事の際の指令の拠点は役場本庁舎を想定している。本庁舎が被災した際の代替施設については現在検討中。  
→防災施設としての備蓄倉庫とヘリポートは既存施設と町有地を想定。
- ・避難システム  
→災害時要配慮者については、現在の町民ベースで台帳化の作業中。  
→そういった方々が帰町した際の安否確認や避難支援については、特に配慮していく予定。
- ・ハザードマップ  
→既存のマップ以上の作り込みが必要と考えている。  
→いずれ町民が帰町した際は、町民とのワークショップなどにより精緻かつ自助が見込めるものを作成していくことも検討中。
- ・避難所  
→既存の公共施設で利活用の予定がない施設や新設される公共施設を、帰町開始後の町民の居住（分布）状況に合わせて活用していく予定。  
→その前段で防災計画のなかでも指定はする（別紙資料ご参照）。
- ・避難道  
→津波災害を想定した道路を新設予定（別紙資料ご参照）。  
→114号の狭隘箇所は拡幅や複車線化を国県に要望中。

### ○浪江町地域防災計画〔原子力災害対策編〕と浪江町原子力災害広域避難計画

※(1)防災対策の③に対応

→別紙資料にてご説明。

## 第5回避難指示解除に関する有識者検証委員会資料

### ○浪江町地域防災計画〔原子力災害対策編〕と浪江町原子力災害広域避難計画

※(1) 防災対策の③に対応

浪江町地域防災計画原子力災害対策編及び広域避難計画は、地域防災計画改定の方針の1つにもあるとおり、教訓の反映という視点を基に、「実行性のある避難システムの構築」、「廃炉作業のリスクに応じた防災対策」の2つの方針でもって、避難指示解除見込み時期である平成29年3月までに見直しを進めているところであります。

それを踏まえまして、重要な事項について、ご説明させていただきます。

#### ・廃炉作業のリスクに応じた防災計画

避難指示解除後も廃炉作業は実施されております。国や県においても、その状況により指針や計画が見直されることと思われませんが、町の計画においても、その状況を見極めながら、毎年度、また必要に応じて計画を見直していきます。

→国の指針、県の計画を基に地域防災計画を改定中。

→東京大学情報学環総合防災情報研究センターと協定を締結し、震災及び原発事故の課題を分析し、教訓を抽出。それらを踏まえ、計画の策定にあたり指導及び助言を受けている。

→今後は、廃炉作業の状況を町独自で確認できる体制を整備し、それらを計画に反映する。

#### ・緊急時情報伝達体制

震災及び原発事故の際は、インフラ等が被災し、住民等への情報伝達が十分行き渡らなかった。その反省を踏まえ、重層的な伝達体制を構築していきます。

→当時は、主要な情報伝達手段は防災行政無線しかなかった。

→現在は、防災行政無線の他、緊急速報エリアメールを町で発出できるようにし、また、ホームページやSNS等へ情報を配信できる体制を構築している。

→今後は、聞こえるだけではなく、目で見える形で情報伝達ができるようにサイネージの設置や情報伝達ツールについて情報収集を行いながら、確実に行き渡る体制を構築していく。

#### ・避難施設

→町内における避難施設は、サンシャイン浪江や地域スポーツセンター等を想定している。

→今後の公共施設の復旧等を踏まえながら避難施設を選定していく。

→避難施設における原発事故対策については、施設状況を確認しながら、必要に応じフィルター等の設置等を検討していく。

→町外における広域避難施設は、広域分散してしまった教訓を踏まえ、二本松市を選定。人口の増加に合わせ、本宮市、郡山市に施設を選定していく。

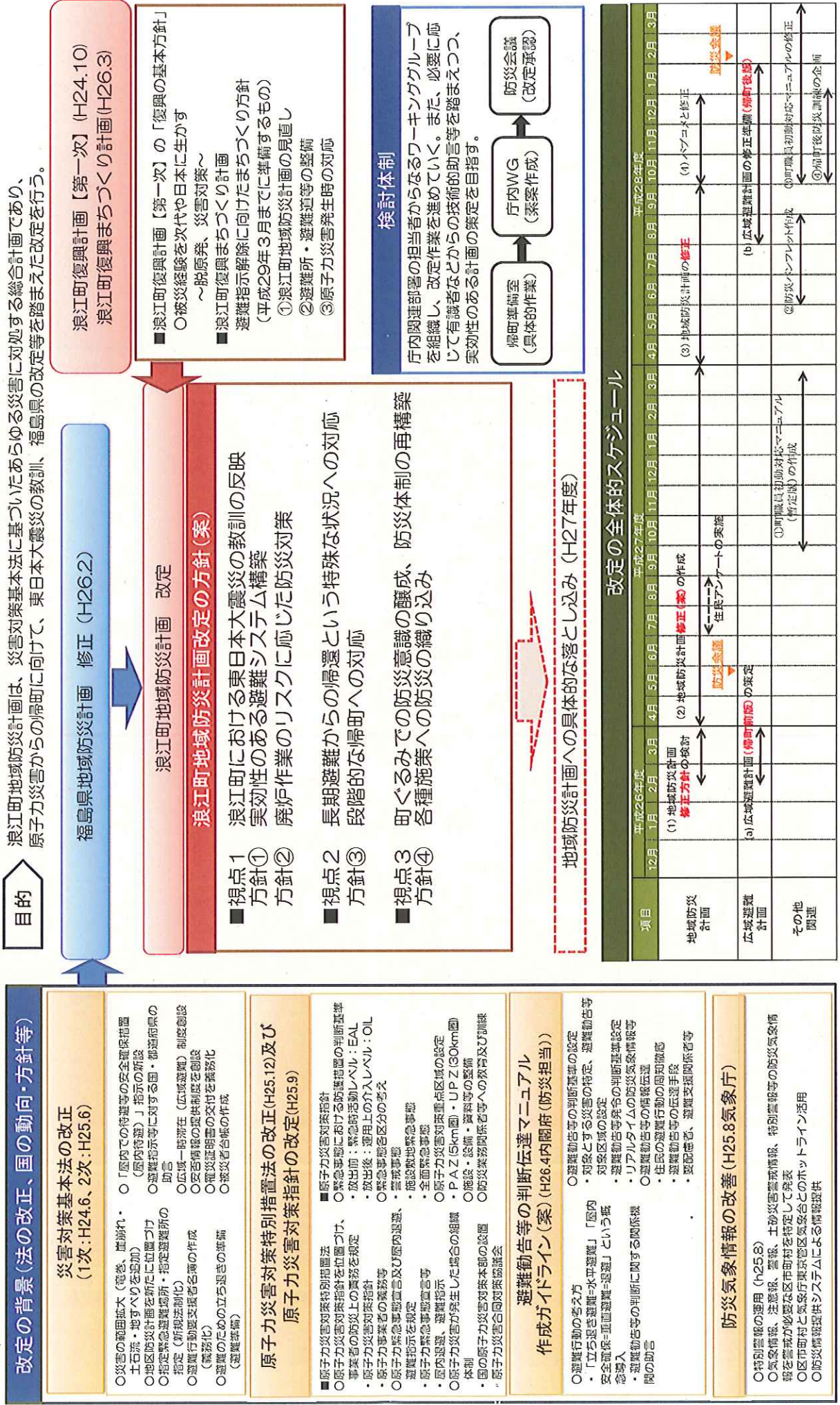
#### ・避難体制

→広域避難の実施にあたっては、自家用車での避難を基本とする。

- 自家用車がない方などについては、町所有のバスや県と協定を締結しているバス協会等の協力を得ながら避難を実施する。
- 病院や施設等への入院されている方については、避難が与える影響等を踏まえながら屋内退避も選択肢に加え対応していく。
- 避難行動要支援者と言われる要配慮者については、台帳を作成し、関係機関等で情報を共有していくとともに、個別の計画についても作成していく。

これらの計画は、ただ作ればよいというものではないと考えております。計画が完成した際には、それらを理解していただく取組みが重要と考えております。震災前には年 1 回程度の防災訓練しかなかったため、今後は訓練のみならず、日常的な防災教育にも力を入れていく体制を構築していきます。

# 浪江町地域防災計画の改定について



## 目的

浪江町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいたあらゆる災害に対処する総合計画であり、原子力災害からの帰町に向けて、東日本大震災の教訓、福島県の改定等を踏まえた改定を行う。

## 福島県地域防災計画 修正 (H26.2)

## 浪江町地域防災計画 改定

- ### 浪江町地域防災計画改定の方針(案)
- 視点1 浪江町における東日本大震災の教訓の反映  
 方針① 実効性のある避難システム構築  
 方針② 廃炉作業のリスクに応じた防災対策
  - 視点2 長期避難からの帰還という特殊な状況への対応  
 方針③ 段階的な帰町への対応
  - 視点3 町ぐるみでの防災意識の醸成、防災体制の再構築  
 方針④ 各種施策への防災の織り込み

## 地域防災計画への具体的な落とし込み (H27年度)

### 災害対策基本法の改正 (1次:H24.6、2次:H25.6)

- 災害の範囲拡大(避難、避難先)
  - 「屋内での待避等の安全確保措置(屋内待避)」指示の新設
  - 地域防災計画を新たに位置づけ
  - 指定緊急避難場所・指定避難所の指定(新設法制化)
  - 避難行動要支援者名簿の作成(義務化)
  - 避難のための立ち退きの準備(避難準備)
- 災害の範囲拡大(避難、避難先)
  - 「屋内での待避等の安全確保措置(屋内待避)」指示の新設
  - 地域防災計画を新たに位置づけ
  - 指定緊急避難場所・指定避難所の指定(新設法制化)
  - 避難行動要支援者名簿の作成(義務化)
  - 避難のための立ち退きの準備(避難準備)

### 原子力災害対策特別措置法の改正(H25.12)及び原子力災害対策指針の改定(H25.9)

- 原子力災害対策特別措置法
  - 原子力災害対策指針を位置づけ、事業者の防災上の責務を規定
  - ・ 原子力災害対策指針
    - 原子力事業者の義務等
    - 原子力緊急事態宣言及び屋内退避、避難指示の発令
    - 原子力緊急事態宣言等
    - 原子力緊急事態宣言等
    - 原子力災害が発生した場合の組織体制
    - 原子力災害発生時の対応
    - 原子力災害発生時の対応
- 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
- 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
- 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等
  - 原子力緊急事態宣言等

### 避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(H26.4内閣府(防災担当))

- 避難行動の考え方
  - ・ 「立ち退き避難⇒水平避難」「屋内安全確保⇒重直避難⇒退避」という概念導入
  - ・ 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言
- 避難行動の考え方
  - ・ 「立ち退き避難⇒水平避難」「屋内安全確保⇒重直避難⇒退避」という概念導入
  - ・ 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

### 防災気象情報の改善(H25.8気象庁)

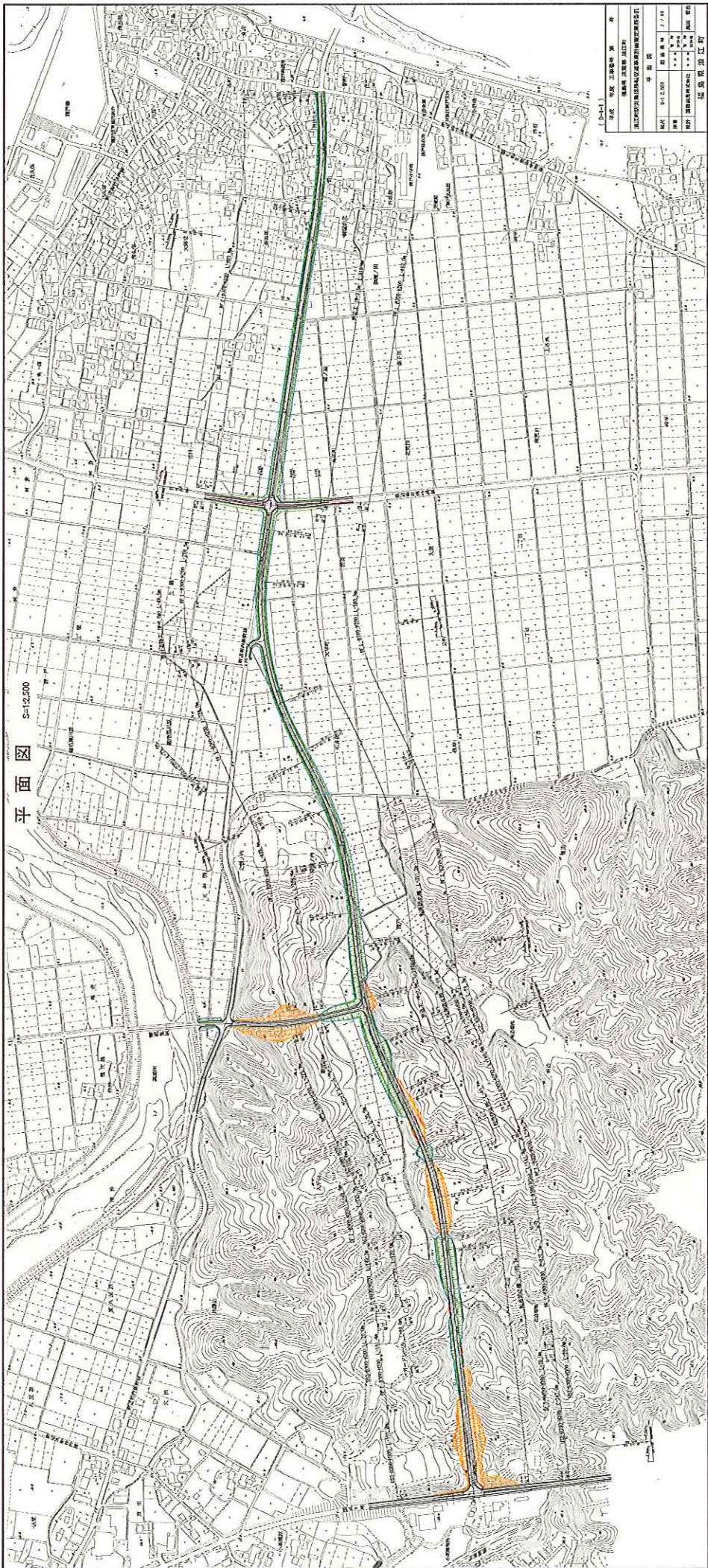
- 特別警報の運用(H25.8)
  - 気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報
  - 気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報
  - 気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報
- 特別警報の運用(H25.8)
  - 気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報
  - 気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報
  - 気象情報、注意報、警報、土砂災害警戒情報、特別警報等の防災気象情報

### 改定の全体的スケジュール

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度														
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域防災計画		(1) 地域防災計画修正方針の検討	(2) 地域防災計画修正(案)の作成	(3) 地域防災計画の修正	(4) パブコユと修正												
広域避難計画		a) 広域避難計画(帰町前版)の策定															
その他関連			①町職員研修(対応マニュアル(暫定版)の作成)														

地域防災計画改定に係る検討スケジュール

年月	WG	WGのテーマ	備考
2015 (H27) 5月	WG (第2) 5月15日 (金)	○ 進め方など ○ 町民アンケートの実施検討	5/28町防災会議開催
6月	WG (第3) 6月23日 (火)	○ 浪江町職員ヒアの分析報告 ○ 災害時業務分掌案 ○ 町民アンケート素案	東大 関谷先生
7月	WG (第4) 7月31日 (金)	○ 災害時の心理と避難 ○ 発災時体制案への意見整理 ○ 避難対策案その1 (避難施設、避難勧告)	東大 関谷先生
8月	WG (第5) 8月31日 (月)	○ 各課施策の地域防災計画への反映 ○ 避難対策案その2 (情報伝達、要配慮者) ○ 町民アンケート (中間報告)	8月上旬配付
9月	WG (第6) 10月8日 (木)	○ 原発事故による緊急避難 ○ 原子力避難計画案について ○ 職員マニュアル案 (帰町前・サンプル) ○ 町民アンケートの計画への反映	東大 関谷先生 9/25、10/6、7各課ヒア実施
10月	WG (第7) 10月29日 (木)	○ 発災時体制案 ○ 地域防災計画 (骨子案) ○ 業務継続計画 (BCP) 素案 ○ 各課事業への防災の織り込み	10/23 若手職員勉強会
11月	WG (第8) 12月1日 (火)	○ 常総市水害のボランティア支援の状況報告 ○ 原子力災害広域避難計画 (案) ○ 職員マニュアル素案	復興推進課 菅野氏
12月			
2016 (H28) 1月	WG (第9) 2月2日 (火)	○ 地域防災計画 (案) ○ 職員マニュアル (案)	今年度最終
2月			
3月	中～下旬		防災会議開催予定



代替庁舎検討用リスト

建築年 (耐震対応 済みの場 合○)	災害危険度			附帯設備・事務機器等				判定	バックデータ				取り壊し等						
	津波	液状化	洪水	火土砂等(火災等) その他	非常用発電機 燃料	通信機器	情報システム		水・食料・トイレ等	事務機器・備品	同時被災の可能性のある災害(無い場合は○)	代替候補庁舎		管理課	用途	構造	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	所在	区域名
H29(予定)	○	○	○	○	○	MCN無線 衛星電話	防災システム	備番あり	有	○	復興推進課	防災観光拠点	未定	2,000	幾世橋字六反田	避難指示解除準備区域			
H29(予定)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	復興推進課	公的賃貸住宅	RC造	2477	幾世橋字斉藤屋敷	避難指示解除準備区域		○	
H29(予定)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	復興推進課	公的賃貸住宅	RC造	2477	幾世橋字斉藤屋敷	避難指示解除準備区域		○	
H29(予定)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	復興推進課	災害公営住宅	木造	70m <sup>2</sup> /戸	幾世橋字桑福寺西他	避難指示解除準備区域			
H30(予定)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	復興推進課	災害公営住宅	木造	70m <sup>2</sup> /戸	請戸字大平山	避難指示解除準備区域			
H30年頃	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	産業・賠償対策課	宿泊施設	—	—	高瀬字丈六10	避難指示解除準備区域			
H28(予定)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	教育委員会事務	認定こども園	非木造	不明	幾世橋地内	避難指示解除準備区域			
H22(○)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	教育委員会事務	体育館	非木造	4000	権現堂字下馬洗田地内	避難指示解除準備区域		○	

建築年 (耐震対応 済みの場 合○)	災害危険度			附帯設備・事務機器等				判定	バックデータ				取り壊し等						
	津波	液状化	洪水	火土砂等(火災等) その他	非常用発電機 燃料	通信機器	情報システム		水・食料・トイレ等	事務機器・備品	同時被災の可能性のある災害(無い場合は○)	代替候補庁舎		管理課	用途	構造	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	所在	区域名
S56(x)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	産業・賠償対策課	勤労者野外活動施設	非木造	6,046	高瀬字丈六10	避難指示解除準備区域		○	
H13(○)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	産業・賠償対策課	物産会館	非木造	793	大塚字大塚37	避難困難区域		○	
S55(x)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	教育委員会事務	公民館	木造	220	苜宿字鹿畑38	居住制限区域		○	
S49(x)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	教育委員会事務	幼稚園	非木造	268	苜宿字鹿畑16	居住制限区域		○	
S50(x)	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	教育委員会事務	幼稚園	非木造	174	苜宿字鹿畑16	居住制限区域		○	
H5(新基準)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	総務課	集会所	木造	132	室原字滝平3-32	避難困難区域			
不明	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	総務課	事務所	木造	142	幾世橋字知命寺36	避難指示解除準備区域			
不明	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	総務課	住宅	木造	55	幾世橋字知命寺36	避難指示解除準備区域			



代習庁全後討用リス卜

不明	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	16	幾世橋字知命寺36	避難指示解除準備区域			
S50 (不明)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	172	田原字みどりが丘202	居住制限区域			
S44 ( )	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	429 142.52	権現堂字下川原71	避難指示解除準備区域			
(不明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32	幾世橋字楠畑	避難指示解除準備区域			○
H11 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,524	権現堂字矢沢町40-1	避難指示解除準備区域			○
H6 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
H6 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
H6 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	198	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
H6 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,870	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
																				90	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
																				103	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
S54 (調査による)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	70	酒田字上原19-2	居住制限区域			
H5元 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,306	幾世橋字芋頭5-2	避難指示解除準備区域			○
H14 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48	赤字木字塩浸26-1	避難困難区域			
S54 ( )	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	1,017	福渡字内田60	居住制限区域			
																				39	棚塩字向川原214	避難指示解除準備区域			○
																				177	下津島字町12-1	避難困難区域			
																				56	下津島字町12-1	避難困難区域			
																				85	下津島字町12-1	避難困難区域			
																				40	下津島字町45	避難困難区域			
H10 ( )																				54	津島字町前86	避難困難区域			
																				79	赤字木字手七郎266	避難困難区域			
H10 ( )																				40	権現堂字矢沢町40-6	避難指示解除準備区域			
S50 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,331	幾世橋字菜福寺西73	避難指示解除準備区域			○
S53 ( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	61	幾世橋字菜福寺西73	避難指示解除準備区域			○

1011



代替庁舎検討用リスト

S50 (診断実施済)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	不明	○	総務課	町営住宅	木造	277 川添字南上ノ原92	居住制限区域	x	○
S50 (診断実施済)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	不明	○	総務課	町営住宅	木造	277 川添字南上ノ原92	居住制限区域	x	○
S48 (診断実施済)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	不明	○	総務課	町営住宅	木造	277 川添字南上ノ原92	居住制限区域	x	○
H12 ○																					婦町準備室	消防屯所	木造	66 両竹字的場24	避難指示解除準備区域		○
S56 ○																					婦町準備室	消防屯所	木造	45 井手字堂の内5-2	避難困難区域		
S61 ○																					婦町準備室	消防屯所	木造	33 加倉字柴田34	居住制限区域		
S61 ○																					婦町準備室	消防屯所	木造	20 室原字流平3-3	避難困難区域		
H4 ○																					婦町準備室	消防屯所	木造	32 苅宿字北谷地21	居住制限区域		
																					復旧事業課	揚水場	非木造	25 室原字花ノ木11	避難困難区域		
																					復旧事業課	揚水場	非木造	93 室原字花ノ木11	避難困難区域		
S57 (x)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	教育委員会事務局	校舎	非木造	1,601 苅宿字藍畑16	居住制限区域	○	
S58 (x)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	教育委員会事務局	体育館	非木造	708 苅宿字藍畑16	居住制限区域	○	
S57 (x)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	教育委員会事務局	校舎	非木造	1,384 苅宿字藍畑16	居住制限区域	○	
S59 (○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○												復旧事業課	中継揚水場	非木造	28 立野字沢海戸190-1	居住制限区域		
S55 (x)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	教育委員会事務局	庁77ハウス	非木造	32 北幾世橋字植畑36	避難指示解除準備区域	○	
																					教育委員会事務局	公民館	木造	227 北幾世橋字羽場1-1	避難指示解除準備区域	○	
S61 (新基準)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	不明	○	総務課	町営住宅	木造	66 幾世橋字辻79-1	避難指示解除準備区域		
S61 (新基準)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	不明	○	総務課	町営住宅	木造	66 幾世橋字辻79-1	避難指示解除準備区域		

代替庁舎検討用リスト

S61 (新基準)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	66 幾世橋字辻79-1	木造	町営住宅	総務課	町営住宅	幾世橋字辻79-1	消防指示解除準備区域		
S61 (新基準)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	66 幾世橋字辻80-1	木造	町営住宅	総務課	町営住宅	幾世橋字辻80-1	消防指示解除準備区域		
S61 (新基準)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	66 幾世橋字辻80-1	木造	町営住宅	総務課	町営住宅	幾世橋字辻80-1	消防指示解除準備区域		
H3 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	2,151 幾世橋字植畑45	非木造	校舎	教育委員会事務局	校舎	幾世橋字植畑45	消防指示解除準備区域		o
S53 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	576 幾世橋字植畑45	非木造	体育館	教育委員会事務局	体育館	幾世橋字植畑45	消防指示解除準備区域		o
H3 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	20 幾世橋字植畑45	非木造	倉庫	教育委員会事務局	倉庫	幾世橋字植畑45	消防指示解除準備区域		o
S58 (o)																54 北幾世橋字大町44	非木造	消防屯所	消防準備室	消防屯所	北幾世橋字大町44	消防指示解除準備区域		
H8 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	48 北幾世橋字町尻244	木造	水防倉庫	消防準備室	水防倉庫	北幾世橋字町尻244	消防指示解除準備区域		
H8 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	60 下津島字町43-2	木造	教員住宅	教育委員会事務局	教員住宅	下津島字町43-2	消防指示解除準備区域		o
H8 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	41 下津島字町43-2	木造	教員住宅	教育委員会事務局	教員住宅	下津島字町43-2	消防指示解除準備区域		o
H8 (x)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	41 下津島字町43-2	木造	教員住宅	教育委員会事務局	教員住宅	下津島字町43-2	消防指示解除準備区域		o
H2 (o)																16 高瀬字根木内56-2	木造	消防屯所	消防準備室	消防屯所	高瀬字根木内56-2	消防指示解除準備区域		
S56 (o)	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	321 高瀬字六田79	非木造	浄化センター	復旧事業課	浄化センター	高瀬字六田79	消防指示解除準備区域		
H11 (o)																112 高瀬丈六44	非木造	クワハウス	教育委員会事務局	クワハウス	高瀬丈六44	消防指示解除準備区域		o
H10 (o)																47 酒井字藤下52	非木造	掃水場	復旧事業課	掃水場	酒井字藤下52	消防指示解除準備区域		
S52 (診断実施済)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	44 酒井字中酒井32	木造	消防屯所	消防準備室	消防屯所	酒井字中酒井32	消防指示解除準備区域		
S53 (診断実施済)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	44 酒田字西2丁目7	木造	消防屯所	消防準備室	消防屯所	酒田字西2丁目7	居住制限区域		
																1,059 酒田字上原19-2	非木造	町営住宅	総務課	町営住宅	酒田字上原19-2	居住制限区域		x
																1,588 酒田字上原19-2	非木造	町営住宅	総務課	町営住宅	酒田字上原19-2	居住制限区域		x







代善庁舎検討用リスト

S62 0										下津島行政区	老人福祉施設	木造	113	下津島字原78	特定困難区域	
S53 (不明)										婦町準備室	消防屯所	木造	38	田尻字真畑211-2	居住制限区域	
S53 (不明)										総務課	事務所	木造	212	権現堂字上蔵役目34	避難指示解除準備区域	
H11 0										総務課	倉庫	木造	69	権現堂字上蔵役目34	避難指示解除準備区域	
H7 (確認不可)										婦町準備室	消防屯所	木造	44	藤橋字龜下111-1	避難指示解除準備区域	
H7 (確認不可)										総務課	集会所	非木造	681	棚塩字荒井前28	避難指示解除準備区域	○
H7 (確認不可)										総務課	倉庫	非木造	34	棚塩字荒井前28	避難指示解除準備区域	○
H7 0										健康福祉課	事務所	非木造	3,353	権現堂字矢沢町6	避難指示解除準備区域	
S44 (未実施)										総務課	町営住宅	木造	303	川添字北上ノ原78	居住制限区域	○
S45 (未実施)										総務課	町営住宅	木造	303	川添字北上ノ原661	居住制限区域	○
S57 (不明)										婦町準備室	車庫	木造	23	棚塩南小笹田2	避難指示解除準備区域	
H13 0										総務課	集会所	非木造	668	棚塩北沢102	避難指示解除準備区域	
S56 (○)										婦町準備室	消防屯所	木造	44	立野字原357-3	居住制限区域	
S55 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	2,431	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S56 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	662	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S57 (○)										教育委員会事務局	給食室	非木造	177	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S58 (○)										教育委員会事務局	体育館	非木造	1,312	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S42 (○)										教育委員会事務局	プール機械室	非木造	54	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S55 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	998	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S54 (○)										教育委員会事務局	機械室	非木造	24	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S48 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	1,847	権現堂字北深町5	避難指示解除準備区域	○
S48 (○)										復旧事業課	機械室、流量計室	非木造	781	北幾世橋字堂ノ追1	避難指示解除準備区域	
S48 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	1,315	川添字南大坂28	居住制限区域	○
S48 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	324	川添字南大坂28	居住制限区域	○
S46 (○)										教育委員会事務局	体育館	非木造	1,407	川添字南大坂28	居住制限区域	○
S47 (○)										教育委員会事務局	校舎	非木造	1,590	川添字南大坂28	居住制限区域	○
										教育委員会事務局	校舎	非木造	2,329	川添字南大坂28	居住制限区域	○



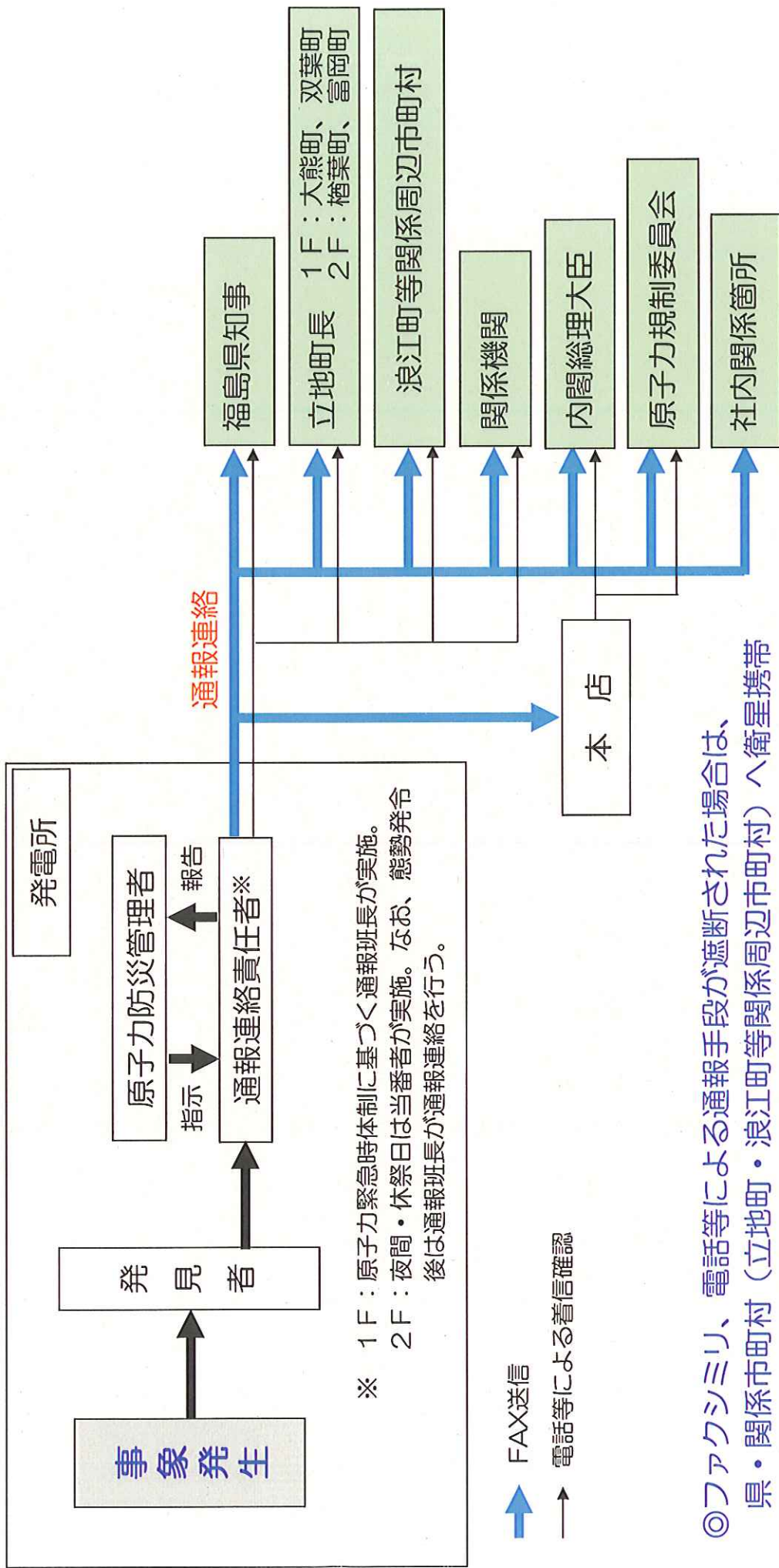


# 緊急時連絡体制について

2016年1月22日  
東京電力株式会社

# 緊急時（原子力事業者防災業務計画に基づく）の通報連絡の流れ

## ○事象発生後、FAX（所定の様式）＋電話にて通報を実施



◎ファクシミリ、電話等による通報手段が遮断された場合は、  
 県・関係市町村（立地町・浪江町等関係周辺市町村）へ衛星携帯  
 電話を所持した者を派遣する。

2-18

# 緊急時の通報連絡体制

## ○緊急時活動レベルと通報連絡対応

発電所事故レベル	定義	対象事象 (参考参照)	通報連絡
警戒事態 (AL) 原子力警戒態勢	特定事象 (SE、GE) に該当しないが、これに至る可能性のある事象、または自然災害。	○立地都道府県で地震 (震度6以上) ○立地都道府県で大津波警報発令等	対象事象に至った場合、準備が整い次第、直ちにFAX送信し、着信確認する。
施設敷地緊急事態 (SE) ＜原災法10条相当＞ 第1次緊急時態勢	原子力緊急事態に至る可能性がある特定事象。	○放射線量等の検出 モニタリングポストの1地点以上で5 $\mu$ Sv/h+B.G 検出等	対象事象に至った場合、15分以内を目途にFAX送信し、着信確認する。
全面緊急事態 (GE) ＜原災法15条相当＞ 第2次緊急時態勢	原子力緊急事態の発生を示す特定事象。	○放射線量等の検出 モニタリングポストの2地点以上又は1地点で10分以上5 $\mu$ Sv/h+B.G検出等	対象事象に至った場合、直ちにFAX送信し、着信確認する。

◎発生以降もプラント状況・放射性物質の放出状況等の情報を定期的に収集し通報する。 EAL : Emergency Action Level (緊急時活動レベル)

## その他

### ●防災訓練の実施

国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練に積極的に参加することを原子力事業者防災業務計画に定めており、福島第一及び福島第二原子力発電所においては、福島県主催の「福島県原子力防災通信連絡訓練」等に参加し、FAX送信及び着信確認を実施している。

### ●今後の取組状況

通信遮断時に各自治体へ当社社員を派遣することを原子力事業者防災業務計画に定めている。さらに、通信遮断時でなくとも、緊急事態が発生した際は当社社員を各自治体に派遣する考えであり、防災訓練等にて検証していく。

事象		判断する基準
AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ（5, 6号機対象）	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
AL21	原子炉冷却材の漏えい（5, 6号機対象）	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
AL22	原子炉給水機能の喪失（5, 6号機対象）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
AL23	原子炉除熱機能の一部喪失（5, 6号機対象）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
AL26	全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）（5, 6号機対象）	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（5, 6号機対象）	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（5, 6号機対象）	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（1～4号機対象）	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性（5, 6号機対象）	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（5, 6号機対象）	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失（5, 6号機対象）	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（5, 6号機対象）	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
地震		当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
津波		当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。

2-2

事象		判断する基準
SEO1	敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>(1) 放射線測定設備について、単位時間 (2分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a) 排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c) 検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合</p> <p>(2) 放射線測定設備のすべてについて<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が<math>1 \mu\text{Sv/h}</math>以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上のものとなっているとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a) 検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合</p>
SEO2	通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</p>
SEO3	通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</p>
SEO4	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量の水準が10分以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>

2-22

事象		判断する基準
SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>に相当するものとして空气中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高レベル状態にあること。</p>
SE06	施設内(原子炉外)臨界事故の恐れ	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉炉冷却材の漏えいが発生すること。
SE21	原子炉炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 (5, 6号機対象)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。
SE22	原子炉注水機能喪失の恐れ (5, 6号機対象)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。
SE23	残留熱除去機能の喪失 (5, 6号機対象)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
SE26	全交流電源の5分以上喪失 (旧基準炉) (5, 6号機対象)	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
SE27	直流電源の部分喪失 (5, 6号機対象)	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。
SE29	停止中の原子炉炉冷却機能の喪失 (5, 6号機対象)	

11/10



事象		判断する基準
SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (5, 6号機対象)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出のおそれ (1～4号機対象)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。
SE41	格納容器健全性喪失のおそれ (5, 6号機対象)	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間に亘って通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性 (5, 6号機対象)	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (5, 6号機対象)	炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 (5, 6号機対象)	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置もしくは原子炉及びその付属施設 (以下「原子炉施設」という。) の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
SE52	所内外通信連絡機能のすべての喪失 (5, 6号機対象)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失 (5, 6号機対象)	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。
XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の発生の際に検出することとする。事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

2.17

事象		判断する基準
GEO1	敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上（これらの放射線量が2地点以上において検出された場合又は10分以上上継続して検出された場合に限る。）の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>(b)当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>(c)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合</p> <p>(2)放射線測定設備のすべてについて<math>5\mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が<math>1\mu\text{Sv/h}</math>以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されることが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上のものとなっているとき、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。</p> <p>(a)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合</p>
GEO2	通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）</p>
GEO3	通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）</p>
GEO4	火災爆発等による管理区域外の放射線線の異常放出	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として<math>5\text{mSv/h}</math>が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>

2-25

事象		判断する基準
GE05	火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500<math>\mu</math>Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5,000を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。</p>
GE06	施設内（原子炉外）での臨界事故	
GE11	原子炉停止機能の異常（5、6号機対象）	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（5、6号機対象）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
GE22	原子炉注水機能の喪失（5、6号機対象）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失（5、6号機対象）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
GE26	全交流電源の30分以上喪失（旧基準炉）（5、6号機対象）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分継続すること。
GE27	全直流電源の5分以上喪失（5、6号機対象）	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。

2-26

事象		判断する基準
GE28	炉心損傷の検出（5, 6号機対象）	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
GE29	停止中の原子炉炉冷却機能の完全喪失（5, 6号機対象）	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（5, 6号機対象）	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（1~4号機対象）	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
GE41	格納容器圧力の異常上昇（5, 6号機対象）	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性（5, 6号機対象）	燃料被覆管の障壁及び原子炉炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（5, 6号機対象）	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
GE55	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
XGE61	事業所外運搬での放射線量の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。
XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

2-27

## 【参考】廃炉協定等に基づく通報

通報連絡協定等に基づき、対象事象発生後直ちにFAX送信し、着信確認する。  
※原子力緊急事態宣言が発令されている限り、原災法25条第2項の通報をもって代えることができる。

### ＜発生後直ちに連絡する事象＞

- 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき
- 核燃料の冷却機能（原子炉注水を含む）が停止したとき
- 火災（発電所敷地内）
- モニタリングポストにおいて放射線量の有意な上昇を検出したとき
- 負傷者の発生（救急車、ドクターヘリを要請した場合）
- 地震（発電所立地町で震度4以上を観測）等

### ○連絡手段およびルート

発生確認後または判断後、FAX+電話+メールにて所定の様式で通報を実施（30分以内を目安）

福島第一原子力発電所  
(原子力緊急時体制に基づく通報班長)

→ FAX・メール送信及び着信確認

福島県

大熊町、双葉町

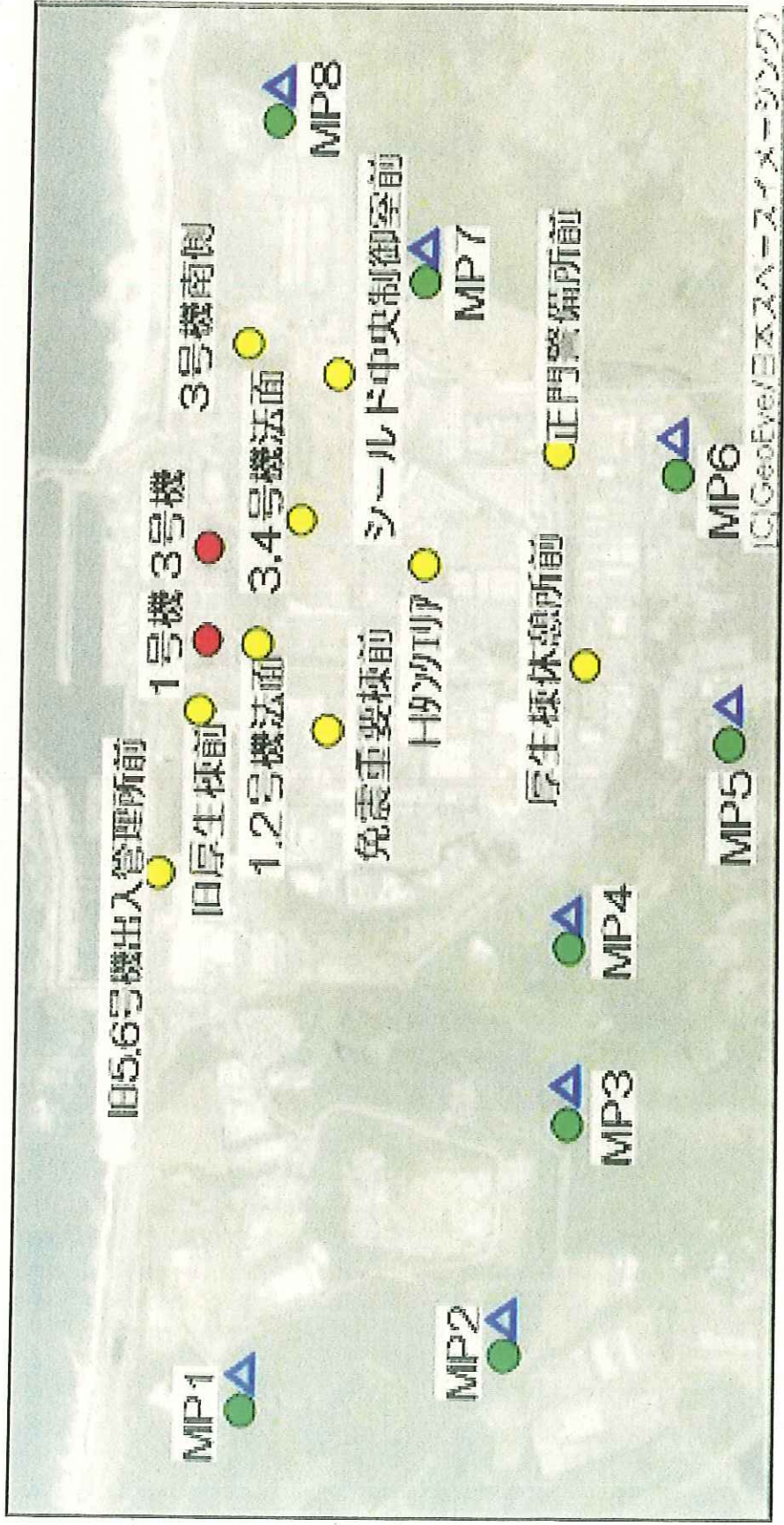
福島県原子力センター

浪江町等関係周辺市町村

## <参考> 通報連絡協定等に基づく通報事象（発生後直ちに通報）

- ①原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。
- ②核燃料（溶融燃料を含む）の冷却機能（原子炉注水を含む）が停止したとき。
- ③原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- ④モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- ⑤放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- ⑥放射性物質（放射性廃棄物を含む）の盗難又は所在不明が生じたとき。
- ⑦原子炉施設に故障があったとき。
- ⑧非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む）また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- ⑨原子炉内で異物を発見したとき。
- ⑩放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- ⑪核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- ⑫核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- ⑬放射線業務従事者の被ばくが法令で定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- ⑭敷地内において火災が発生したとき。
- ⑮原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ⑯前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- ⑰その他必要と認められる事項

2-29

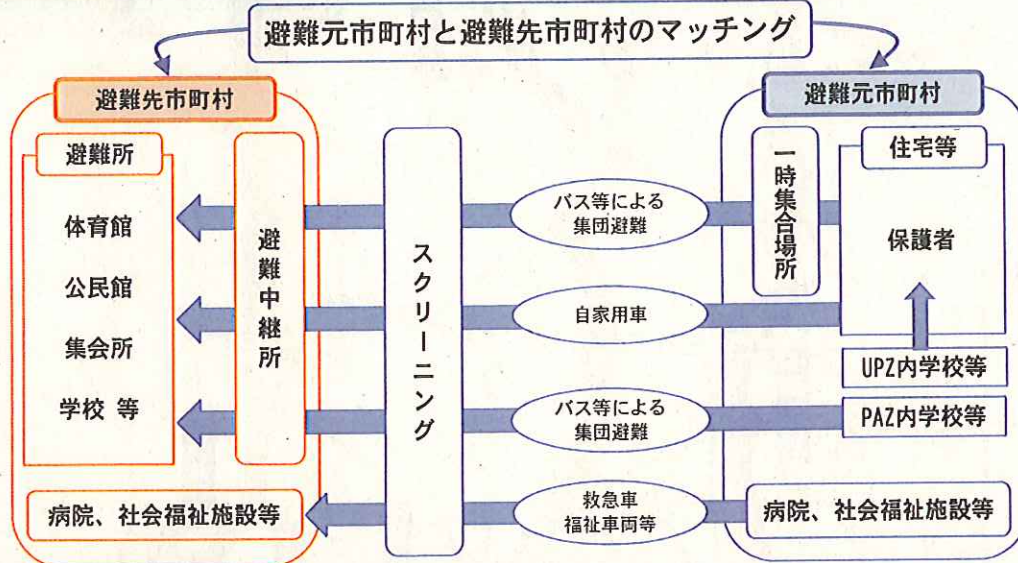


# 原子力災害に備えた福島県広域避難計画の概要

(暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画)

福島県原子力災害広域避難計画は、万が一、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがあり、市町村域を超えた広域的な避難が必要となる場合に備え、住民避難等の対策が迅速に実施できるよう広域避難における基本的なフレームを策定したものであり、避難対象となる市町村ごとに避難先市町村を定めるほか、避難ルート等を示しています。

## 1) 計画の基本フレーム



## 2) 主なポイント

### ○避難先施設

避難先となる県内46市町村において、避難元市町村の地区ごとに避難先施設を選定済（H22国調：1,226施設、現況：844施設）

### ○避難手段

自力避難可能な住民は自家用車で避難。なお、避難にあたっては、バス、防災関係機関が有する車両などあらゆる手段を活用していく。

### ○避難ルート

災害発生時の道路状況や風向きによる放射性物質を回避することを考慮し、高速道路の活用も含め、あらかじめ複数の避難ルートを選定（360ルート）。

### ○スクリーニング

円滑なスクリーニングを実施するため、あらかじめ候補地を選定（30市町村72箇所）。今後も引き続き選定を進めていく。

## 3) 今後の取組

○国の原子力災害対策指針及び県地域防災計画（原子力災害対策編）の改正を踏まえた修正を行っていきます。

○避難計画の更なる具体化を進めていくため、「避難手段の確保・調整」、「避難先についての他県調整」「社会福祉施設・病院等の避難先及び避難手段の確保調整」等を進めていきます。



# 主な避難ルート

○浪江町 → 避難先【二本松市・本宮市・郡山市】

※「福島県原子力災害広域避難計画」参考資料より

